

1 第8期計画期間の基本目標と具体的な方向性

(1) 国の動向

わが国では、世界に類を見ないスピードで進展している超高齢社会において、医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めてきました。

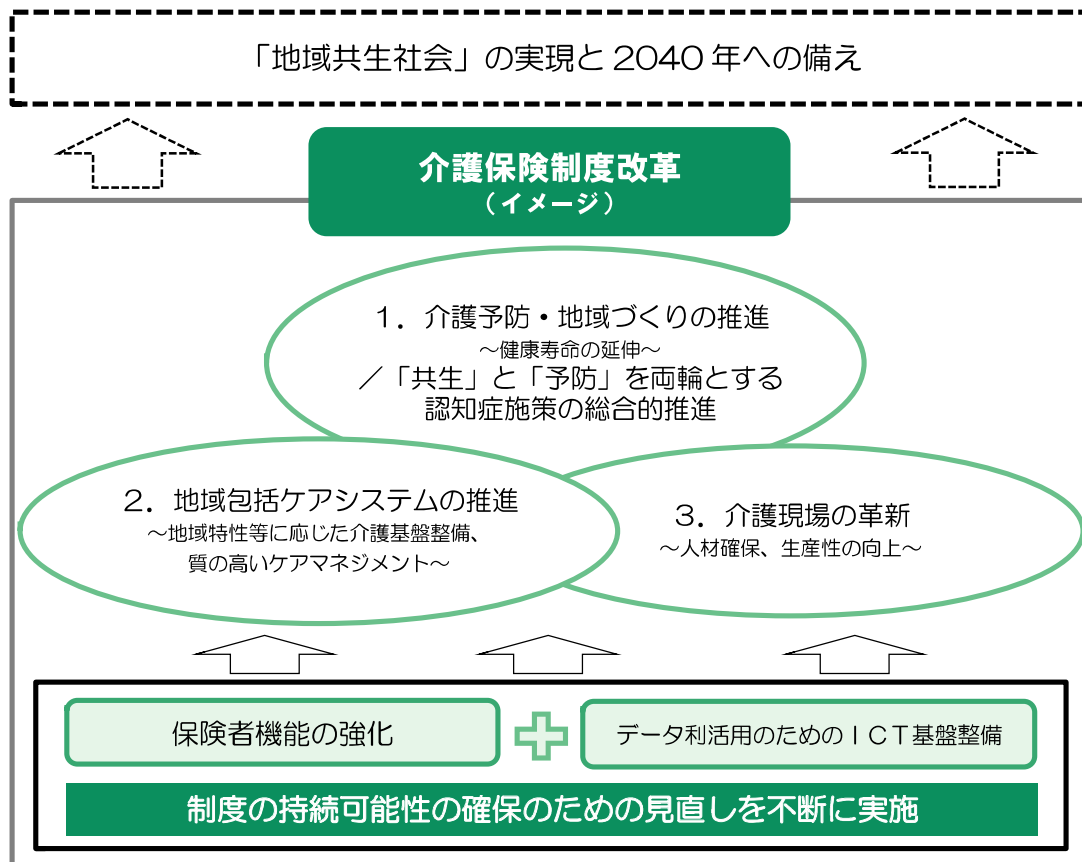
人口構造が変化し医療及び介護の連携性が高まる中、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築し、国民一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことを目的に、平成26（2014）年には「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立し、「地域包括ケアシステムの構築」とともに「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」が進められました。

また、人々の暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現をめざし、平成29（2017）年度には、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正と併せて、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を行うための社会福祉法等の改正が行われました。

地域包括ケアシステムの構築に向けては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題として捉えられてきましたが、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年頃に向けて、自治体行政のあり方を検討する「自治体戦略2040構想研究会」が設置され、東京圏を中心に、今後の急速な高齢化の進展による入院・介護需要の増加等への対応として新たな自治体の方向性について示されました。

こうした中、令和3（2021）年度の介護保険制度改正においては、2025年に向けた地域包括ケアシステムの推進や介護人材不足に対応するとともに、2040年を見据え、「地域共生社会」の実現をめざし、制度の持続可能性を確保しながら、自立支援・重度化防止や日常生活等の役割・機能を果たし続けられるよう制度の整備や取組の強化を図るものとされ、健康保険法や社会福祉法等を含めた一体的な改正となっています。

【介護保険制度改正のイメージ】



※厚生労働省資料をもとに作成

【「地域共生社会」の実現と 2040 年への備え】として

1. 介護予防・地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～
／「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進
 2. 地域包括ケアシステムの推進
～地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント～
 3. 介護現場の革新 ～人材確保、生産性の向上～
- の3つの施策が相互に関係し、重なりながら推進していくこととしており、この3つの施策を進める支援として「保険者機能の強化」「データ利活用のためのICT基盤整備」を、さらに全体に通じるものとして「制度の持続可能性の確保のための見直しを不断に実施」していくことを表しています。

(2) 本市の取組

本市では、平成27(2015)年3月に策定した関連個別計画の上位概念である推進ビジョンのもと、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

国がめざす「地域共生社会」の実現については、地域みまもり支援センターにおいて「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図る取組を進めており、行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、地域包括支援センター等の専門相談支援機関をはじめとした多様な主体との円滑な連携をめざし、取組を推進しています。

今後、高齢者の急増が予測される中、地域包括ケアシステムの構築に向けては、高齢者施策の汎用性に着目して取組を推進していくことが効果的であると考えられることから、令和元(2019)年に「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」を設置し、本市における取組の方向性を整理しました。

【今後の地域包括ケアシステム構築に向けた取組の方向性】

●社会システムとしての地域包括ケアシステム構築の視点

- ①市民一人ひとりを支える上で、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくことが重要。
- ②個人へのアプローチには、専門職種を中心に、その人に紐づく地域資源である「本人資源」をアセスメントしていくことが重要であり、両者の視点の結節点となる。
- ③家族機能をどのように捉えていくのかは重要な論点であり、家族支援のあり方について検討していく必要がある。
- ④今後の超高齢社会を見据えて、基礎自治体として、質の議論とともに、量的な対応に向けて、将来を見通し長期的に資源を確保する方策に留意することが必要である。



●今後の取組の視座

- ①小地域ごとの特性を配慮した施策展開
⇒課題を抱えている個人を念頭に置きながら、それらの集合体が地域の課題であることに留意
 - ②分野横断的な施策連携の実現
⇒地域課題解決のための取組は、行政分野横断的な施策連携による総合行政の推進が必要
 - ③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発
⇒多様な主体が新たな取組の創発を目指して力を合わせていけるような手法を検討することが必要
- ※関連する既存の取組などを取組の視座に沿うよう、充実させていくことが重要。



これまで2025年をターゲットとしてきたが、人口のピークが2030年でその後も高齢化が続いていく本市においては、2025年までに一定のシステム構築を図るとともに、その後も加速度的な取組が求められ、中長期的に捉えていくことが必要。

出典：川崎市「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議報告書」(令和2年3月)

(3) 2040年への備え

わが国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年には、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれます。また、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、介護サービス需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

本市では、高齢者人口は年々増加を続け、後期高齢者の数が令和7（2025）年度には約20万人になると見込まれ、さらに、令和22（2040）年度には約45万人、高齢化率が29%を超える推計となっています。

また要介護・要支援認定者数も同様に年々増加を続け、令和7（2025）年度には約7.4万人、令和22（2040）年度には9.8万人を超える推計となっています。

本市の認知症高齢者数も同じく今後増加を続け、令和7（2025）年度には約7.2万人、令和22（2040）年度には約10万人まで増加すると想定しています。

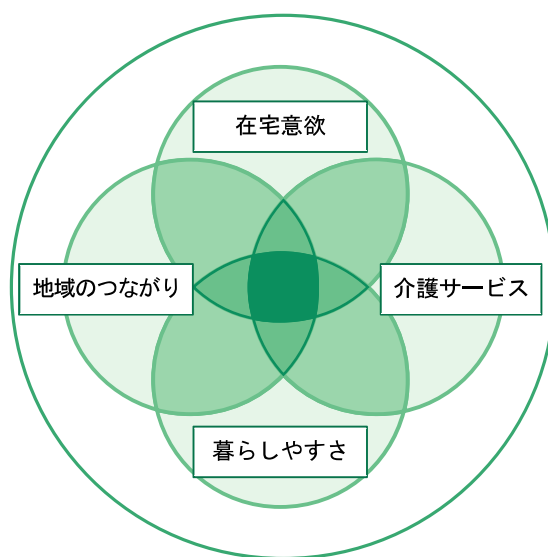
このような背景を踏まえ、これまで本市が進めてきた地域包括ケアシステムの取組の進化とともに2040年を見据え、今後、急速な高齢化の進展による介護サービス需要の増加等が見込まれるため、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めるとともに在宅サービスの充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう取組を行っていくことが重要となっています。

第8期計画では、高齢者実態調査の結果より、多くの方が在宅で生活することを望まれていることを踏まえ、在宅生活を続けるための重要な要素として、次の4つに整理しました。

- ① 住まいの環境整備を行うなどで「暮らしやすさ」を推進すること
- ② 日頃から地域や友人との「地域のつながり」があること
- ③ 生活を支える「介護サービス」が充実すること
- ④ 在宅生活の質が向上し、「在宅意欲」につながることに

この4つの要素に対応する取組を行うことで、介護が必要にならないよう、また介護が必要になっても重度化しないよう努めるとともに、在宅生活の限界点を高めていきます。

【在宅生活を続けるための4つの要素】



(4) 第8期計画の基本目標と骨子

第8期計画では、本市におけるこれまでの地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の進化、2040年への備え、国の動向のほか、第7期計画期間中に生じた新たな課題、引き続き検討すべき課題、高齢者実態調査の結果等を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

具体的には、「①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」「②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくり」を基本目標とし、「①自立支援・重度化防止の推進」「②個別支援の充実と地域力の向上」「③ニーズに応じた介護基盤の整備」「④認知症施策推進大綱を踏まえた取組の強化」の4点を重点事項として第8期計画で推進するとともに、様々な施策を5つの取組の中に位置付けて、展開していきます。

施策の展開に当たっては、本市は都市部特有の地域つながり等について希薄な一面がある一方で、地理的に日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されていることや、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われていること、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあることなど、「川崎らしさ」ともいえる様々な特徴を有していることから、これらの強みを活かして、川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築に向けて、推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン

かわさきいきいき長寿プラン

「川崎らしい都市型の地域居住の実現」

基本目標

- ①高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
- ②介護が必要となっても「かわさき」で暮らし続けられる支え合いのまちづくり

地域包括ケアシステム構築に向けての5つの取組



第8期計画で推進する重点事項

- | | |
|----------------------------|---------------------------------|
| 1 自立支援・重度化防止の推進 | 3 ニーズに応じた介護基盤の整備 |
| 2 個別支援の充実と地域力の向上 | 4 認知症施策推進大綱を踏まえた取組の強化 |

2040年への備えの背景として、介護ニーズの増加、現役世代（担い手）の減少等

- | | | |
|--|---|--|
| ✓ 2040年への備え ・在宅限界点の向上 ・自立支援・重度化防止 | ✓ 介護保険制度改正 ・介護予防・地域づくりの推進 ・地域包括ケアシステムの推進 ・介護現場の革新 | ✓ 引き続き対応が必要な課題 ・医療・介護人材の確保と定着 ・家族の介護負担の増大への対応 ・地域関係の希薄化 ・高齢者の権利擁護 など |
| ✓ 地域包括ケアシステム構築の取組 ・個別支援の充実と地域力の向上 ・小地域ごとの施策展開 ・分野横断的な施策展開 ・地域リハビリテーション | ✓ 社会情勢の変化・多様なニーズ ・自然災害発生リスクの高まり ・高齢者就業率の上昇 ・働き方改革の取組 ・感染症拡大防止のための「新しい生活様式」 ・SDGsの取組 など | |

【5つの取組の概要】

取組
I

いきがい・介護予防施策等の推進

- i) 主体的な健康づくり・介護予防に向けた取組
- ii) 身近で多様な通いの場の充実
- iii) いきがいづくり・社会参加の促進
- iv) 早期発見及び予防的介入の強化
- v) 外出支援施策の推進

取組
II

地域のネットワークづくりの強化

- i) 地域のネットワークづくりの推進
- ii) ひとり暮らし高齢者等の支援の推進
- iii) 相談支援ネットワークの充実

取組
III

利用者本位のサービスの提供

- i) 介護保険サービス等の着実な提供
- ii) 地域密着型サービスの取組強化
- iii) かわさき健幸福寿プロジェクトの推進
- iv) 介護人材の確保と定着の支援
- v) ウェルフェアイノベーションとの連携
- vi) 川崎市複合福祉センター ふくふく

取組
IV

医療介護連携・認知症施策等の推進

- i) 在宅医療・介護連携の推進
- ii) 認知症施策の推進
- iii) 権利擁護体制の推進

取組
V

高齢者の多様な居住環境の実現

- i) 高齢者の生活の基盤となる住まいの安定確保
- ii) 在宅生活が困難な方のための介護サービス基盤の整備
- iii) 居住の安定確保に向けた住宅セーフティネットの構築